

# 北海道森林管理局職員研修に係る宿泊施設利用協定書（案）

北海道森林管理局長 関口 高士（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）において、甲が実施する職員研修に係る宿泊施設の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

## （協定の目的）

第1条 本協定は、甲が実施する研修に係る職員（以下「利用者」という。）が快適に宿泊できるよう、乙が利用者に対して必要な宿泊施設を適切に提供することを目的としている。

## （協定期間）

第2条 本協定期間は、令和8年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（ ）（協定締結日）から令和9年3月31日（水）までとする。

## （宿泊料金）

第3条 乙の宿泊施設の宿泊料金は、別表のとおりとする。

## （宿泊料金等の支払）

第4条 利用者は、前条に規定する宿泊料金及び施設に付帯する設備等の利用料金を乙に直接支払うこととする。

## （宿泊施設の確保）

第5条 乙は、別添「令和8年度北海道森林管理局研修計画表」に基づき、利用者が確実に宿泊できるよう宿泊施設を確保するものとする。

2 乙は、万一、別添「令和8年度北海道森林管理局研修計画表」に基づく、宿泊施設を確保できないときは、乙の責において、乙の有する宿泊施設と同等の機能を有する宿泊施設を確保するものとする。

3 前項に係る宿泊施設の宿泊料金については、第3条の宿泊料金と同額のものとする。

## （宿泊の取消）

第6条 利用者が乙の施設利用日の当日までに宿泊取消の申出を乙にしなかった場合は、乙は、乙の定める宿泊約款により宿泊取消料を利用者に請求できるものとする。

## （修理費）

第7条 利用者が乙の施設若しくは備品等を破損した場合、又はその他利用者の責に

帰すべき理由により乙に損害を与えた場合、乙は当該利用者に対してその損害を請求するものとし、甲は、賠償の責を負わないものとする。

(研修の中止・利用期間の変更)

第8条 研修の中止、利用期間に変更（時期、日数、人数等）があっても、甲は、賠償の責を負わないものとする。

(その他)

第9条 利用者が乙の施設を利用するに当たり、本協定に定めのない事項については、乙の定める宿泊約款によるものとする。

また、「談合等の不正行為に関する特約条項」については別紙1のとおり、「暴力団排除に関する特約条項」については別紙2のとおりとする。

(信義誠実)

第10条 本協定に定めのない事項については、信義誠実の原則に基づき、甲・乙協議のうえ善処するものとする。

以上の協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

甲 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番  
北海道森林管理局長 関口 高士

乙

別表

施設の名称	郵便番号、所在地及び電話番号

区分	1人1泊の宿泊料金 (食事なし、サービス料込、税込)
シングルルーム	円

## 談合等の不正行為に関する特約条項

### (談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らかの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

### (談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

別紙2

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

令和八年年度 北海道森林管理由局研究修計画表(案)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
コース数		2	3	2		2	1	2	1	1			14
延べ宿泊数		296	136	157		172	148	96	24	48			1,077

※治山技術研修1（測量）の延べ宿泊数は6月分16泊と7月分16泊に分けて記載（コース数は6月分に記載）

※1 ⇔については、宿泊施設の利用期間。

※2 各研修の時期、日数、人数については、記載のとおり。

※3、※1、2については予定であり、研修の中止、利用期間が変更（時期、日数、人数等）になる場合がある。

また、各研修において、利用者が前泊・後泊する場合がある。

#### ※4 「必須」の研修 新規採用・基礎全般研修・基礎研修A・基礎研修B・基礎研修C・森林育養成科研修